

第 7 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平田委員提出資料

## 課題(1)児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について

### ○乳児院での一時保護

児童相談所に付設されている一時保護所は、乳児に必要な設備や職員配置がなされておらず、乳児の場合は、緊急の医療的手立てが必要な場合を除き、乳児院に一時保護を行うことが通例となっている。他の施設種別と大きく異なる点の一つであり、乳児院で一時保護を行うということは、一連の手立てが行われないうまま乳児院の生活が始まることを意味しており、同時に一時保護期間に行うべき本来の手立てを、乳児院は児童相談所と協働して行うことが求められている。

乳児院の一時保護の主要な目的は、①子どもの安全確保 ②ケースのアセスメント ③子どもや家族が抱えた課題や解決や乳児の健全な育ちを支えること。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

### ○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能  
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- 子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

### ○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

社会的養護全体並びに乳児院における現状と課題を受け、乳児院は今後どのような役割を社会から求められるのか。また、それをどのようにすれば果たすことができるのかを、改めて専門的機能を具体的に整理再編し、平成24年9月に「乳児院将来ビジョン検討委員会報告書」として示した。

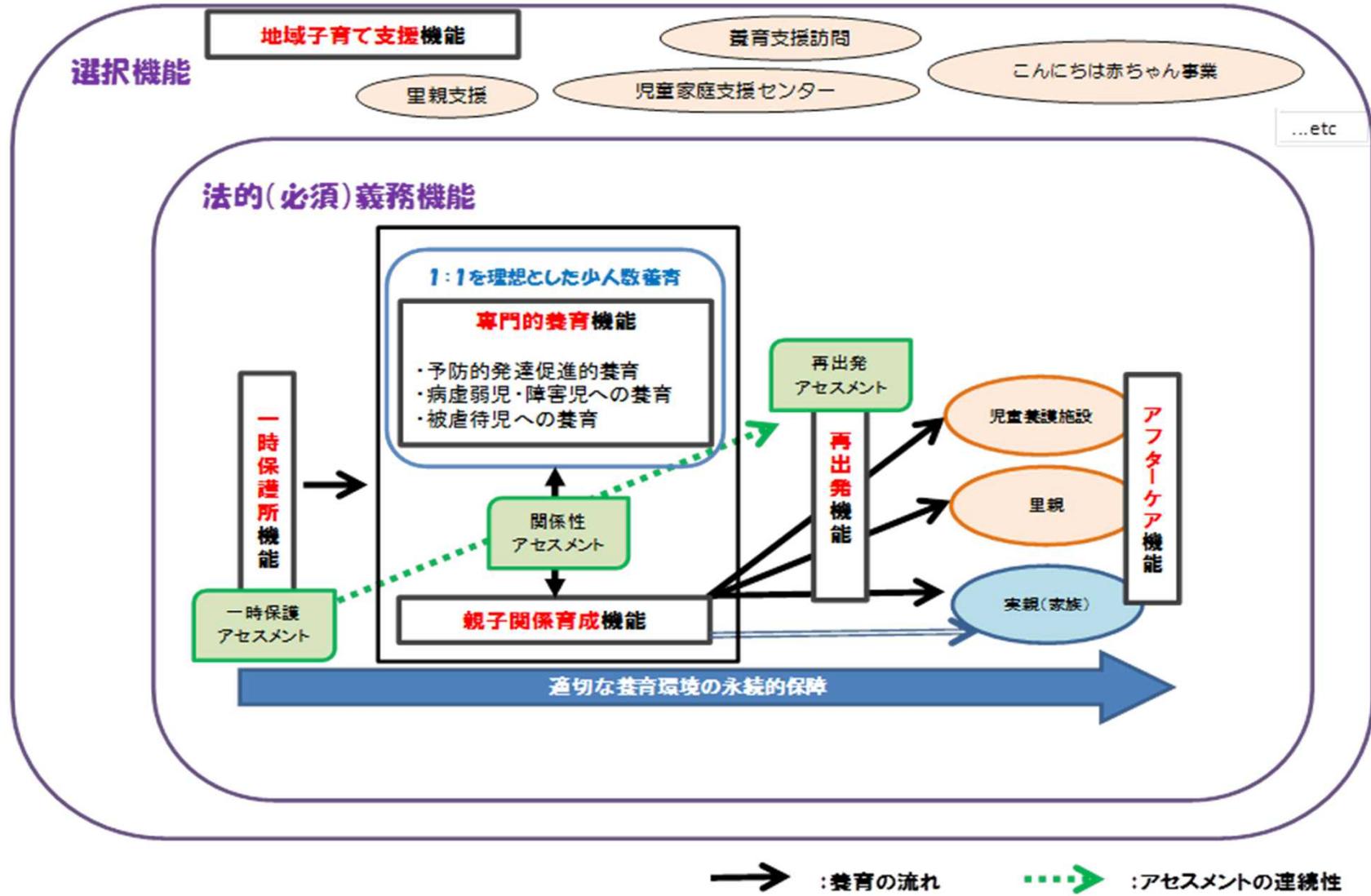
#### (1) 必須機能と選択的な機能

必須機能→①一時保護所機能 ②専門的養育機能 ③親子関係育成機能 ④再出発支援機能 ⑤アフターケア機能

選択機能→地域子育て支援機能

#### (2) 展開過程に即したアセスメントの充実

# 乳児院の将来ビジョンフロー



## ○一時保護の現状と課題(対応)

≪平成25年度 全国乳児院の一時保護実態調査(集計中のデータ)全国乳児福祉協議会≫より抜粋

一時保護委託日数: 2か月以上 約16%

保護解除後の行先: 家庭49% 施設39%(内、同乳児院に措置入所89%)

一時保護前の場所: 家庭70% 病院14% 警察3%

### ①乳幼児の安全を守るには早期の適切な介入

- ・要支援児童と要保護児童が混在して一時保護委託され、要支援ケース対応が手薄
- ・とくに要支援の乳幼児やその家族への早期支援は、これまでも乳児院で実施
- ・児童相談所が現在の機能を果たすには絶対的に人員不足であり、市町村と児童相談所の連携も課題

### ②「子どものアセスメント」と「家族のアセスメント」「親子の関係性アセスメント」

- ・乳幼児は言葉で表現できず児童相談所の一時保護所を介さぬことから、援助指針に子どもの状態像が反映されにくく、保護者の申請理由が中心となる。アセスメントの共有方法は検討必要
- ・委託時のリスクアセスメントが、解除時の可否判断を左右するので重要。乳児院では一時保護後にネグレクトが判明

### ③一時保護委託時の情報提供や入所前健康診断等は、各児童相談所でバラつき

- ・調査で、アセスメントに必要な情報提供が「不十分と感じている」乳児院は、「提供されていない」を加えると60%超
- ・委託される子どもはもちろん、すでに生活している子どもの安全を保障するためにも感染症や疾病や障害、アレルギー等の委託前健康診断や医学情報は喫緊に必要で、統一の情報提供シートを検討したい
- ・乳児院の入所児の約60%が心身に何らかの課題を持っている現状がある

### ④乳児院に通例化されている一時保護機能

- ・夜間緊急一時保護などの待機と対応、通院や入院などへの対応
- ・アセスメント機能強化への手立て

## 課題(2)親子関係調整のための取組について

### ○乳児院における親子関係再構築支援

入所中のケアとともに乳児院にとって大切な役割の一つが、家族(親)支援である。親と離れて乳児院で生活する子どもたちが再び親元と一緒に暮らせることを目指し、乳児院はこれまで親子調整に力を注いできた。親に代わり子どもとの愛着関係を結ぶとともに家族(親)との信頼関係を深め、また親子の絆を断ち切らぬよう十分配慮した支援を行ってきた。とりわけ1999年には、家庭支援専門相談員がいち早く乳児院に配置され、親対応や児童相談所との連携がより一層図られてきた経緯がある。2011年度に心理療法担当職員が配置され、子どもの心身の発達状況を心理的なケアを行い、担当養育職員へのコンサルテーションや家族支援の一旦を担うなど、乳児院の持つ「親子関係を育成する機能」がより専門的に強化された。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

### ○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能  
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- 子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

### ○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

#### 3. 親子関係育成機能(家族支援、家族の再構築支援)

家族の再構築を行うにあたり、入所時に保護者を含めた家族へのアセスメントを十分に行っておく必要がある。保護者は様々な課題を抱えている。これらは日々の生活を困難にすると同時に、虐待に通じるリスク要因にもなり得るものである。そのためこれらのリスク要因の有無や程度を評価し、具体的な手立てを講じる必要がある。また虐待ケースは家庭復帰や外泊時に再び虐待を受けることがないよう、検討の際には児童相談所との協働によるリスクアセスメントが必須である。面会や家庭復帰や外泊が可能なケースは、親子関係に注目した「保護者と子どもの関係性アセスメント」が重要となる。

アプローチは、次の段階で進めることが重要である。①家族との関係を構築し、子どもと家族の安全なかかわりの場が継続できるよう支える ②家族の負担の低減や消去に向けた支援 ③保護者自身への治療教育的な支援 ④保護者と子どもの関係改善に向けたアプローチ ⑤家庭復帰に向けた支援

## ○乳児院の家庭復帰率

≪平成25年度 全国乳児院入所状況実態調査/全国乳児院充足調査(全国乳児福祉協議会)≫より抜粋

退所先 家庭復帰 50% 他施設 33%(児童養護、知的障害児、肢体不自由児、医療型障害児入所等)  
里親委託・養子縁組 15%

在所期間 1か月未満 13%、6か月未満を含めると34%、1年未満では半数(50%)

入所理由 新規入所児童数2,159人中 虐待35% 父母の精神疾患18%(内、母の精神疾患17%)

入所児童の心身の状況 健全39% 病虚弱児29% 障害児3% 被虐待児

## ○家族再構築支援の現状と課題

### ①入所前の説明に始まり、入所中、退所時、アフターケアまでアセスメントをもとに家族支援に取り組む

- ・保護者の意向、子どもの状態を含めた児童相談所との協議
- ・保護者の困りごとに届く支援とアセスメント力の向上

### ②家庭復帰率が低下(平成元年70%→H25年度50%)

- ・保護者の精神疾患等の要因の複雑さと子どもの要因(病虚弱児や障害児)の増加は、復帰時期の見極め必要
- ・頻回な面会と気分障害、不安に付き合う相談員への支援と児童相談所との役割分担の検討

### ③担当養育者との愛着関係を保護者につなぐ

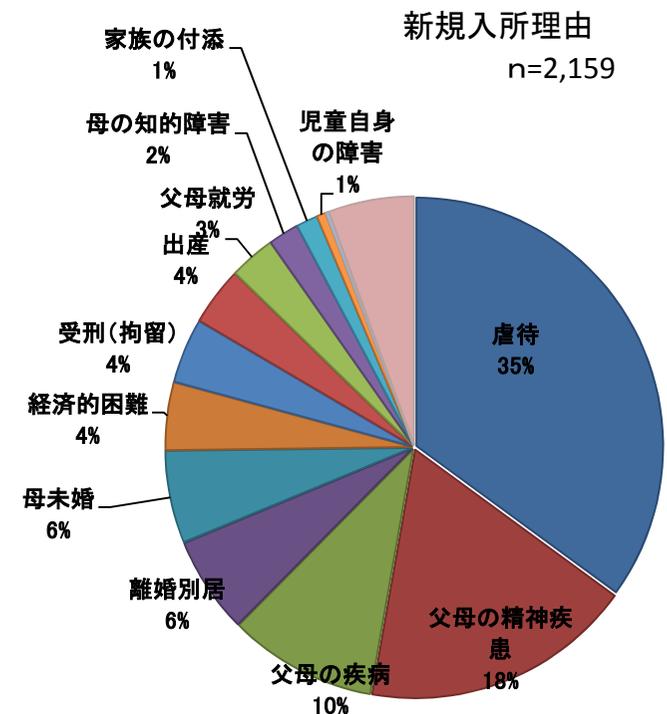
- ・子どもへの気持ちや養育意欲の形成を支援
- ・医療、療育、体調悪化の際の対応支援

### ④家庭引取りに向けての支援

- ・24時間365日単体家族での養育になることを前提に支援
- ・児童相談所(きずな事業や親子支援チーム)との連携
- ・地域の支援ネットワークづくりへの関係者会議はまだ弱い

### ⑤アフターケアが大切

- ・実家機能
- ・行政やあらゆる支援を申請できる力と支援



乳 児 院  
運営ハンドブック

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

## (5) 事例に学ぶ1

事例に  
学ぶ1

### ① 入所同意が得られない一時保護

#### i. 事例の概要

- 一時保護委託時年齢 : 2歳0か月
- 一時保護委託解除時年齢 : 2歳8か月
- 一時保護委託理由 : 母からの虐待のため
- 家族構成 : 母、祖父、子A

#### ii. 経過

##### (a) 一時保護から退所までの経緯

母からの虐待による骨折のため、子Aが入院し、母は拘留となりました。母が自身に対する祖父からの虐待を訴えたため、子Aは一時保護となりました。病院に1週間児相職員が付添った後、入所同意が得られないまま一時保護委託となり、約3週間職員が付添いました。退院後も入所同意に至らず一時保護が約3か月継続されました。入所同意に至らなかった理由には、母や親族の施設入所への漠然とした嫌悪感や、警察による聴取や審理への影響を鑑み、児相職員と母がよく話し合いを持てなかったことがあげられます。親族らの乳児院での面会などを経て母から入所同意を得、措置入所となりました。

入所当初の情報は主に骨折に至る経緯やそれまでの通告の有無で、生活の様子や親族との関係などに関する情報は少なく、不確かなものも多くありました。祖父から母に対する虐待に関しては真偽不明のままでしたが、後に母自身が虐待はなかったと釈明しましたので、祖父母宅への引取りが決定となりました。そこで、引取りを望む祖父母に、リハビリやセラピーの必要性の理解を得たうえで面会が実施されました。引取り予定間近に母が元夫との関係で退所が一旦延びましたが、初めての外泊をきっかけに引取りが具体化しました。本乳児院から要望していた祖父母と母との関係修復や、母と、子Aらの関係のアセスメントなどが十分でないままの退所となりました。

##### (b) 子Aの様子

骨折による病院入院中は、ギプスで腰から下を固定され足をつられた状態で不自由なうえ、付添い職員の顔ぶれが毎回変わり不安だったでしょうが、よく喋り、自ら「ママ

どうしたの」など話していました。食事の促しや遊びの中では「これがいい」など要求を出しつつ「ハイ」と受け入れていましたが、顔なじみの職員ができると、自分の思いが通じずイライラして激しい口調になったり職員をひっかいたりするようになり、上手に自分の思いを伝えられない様子が見られました。そのため、子Aの担当養育者が、子Aと過ごす時間を増やしコミュニケーションの機会を増やすことで、できる限り子Aの思いを受け止めることを、子Aに伝えていきました。

病院退院後、乳児院に入所した際には、初めての場所や職員に対して緊張しつつ笑顔を見せていました。当初はギプスも取れず、自由に動けない状態でしたが、不安や苛立ちを感じながらも、泣くことや言いたいことをぐっところえている様子でした。生活に慣れてくると、職員や他児に対しての強い言動が見られるようになり、その頃から、昼夜を問わず股間への自体愛的行動が増えてきました。初めはギプスの当たる感覚だったのかもしれませんが、ギプスが取れてからも続きました。また些細なことで怒号を飛ばし、思い通りにならず泣き続けることも多くなっていました。

##### (c) 職員の養育の様子と退所まで

職員は、子Aの「ママどうしたの」「じいじどうしたの」などの発言を重く受け止め、子Aの被虐待体験を日常の中で必要以上に想起させてしまわないよう、話す際に強い口調や否定的な言葉にならないよう気をつけました。また、生活の中で起こる様々な思いを激しくではなく落ち着いて安心して表現できるよう、日頃から小さな自信を積み重ねていけるようサポートしていきました。

また、日常の養育と並行して心理療法担当職員による週2回のプレイセラピーを実施しました。セラピーでは、母や祖父との間で起こった恐ろしいできごとを繰り返し表現して体験の整理を行ったり、本乳児院での穏やかな生活の再現をして職員の優しく養育する姿を自分自身の心に定着させたりしていました。

本乳児院で安定した生活が続いていき、やがて他児をリードして遊んだり、年少児を気遣ったりする姿も見せ始めました。以前ほど気分の切り替えに時間がかかることも少なくなり、日中に股間を触ることもほとんどなくなっていきました。

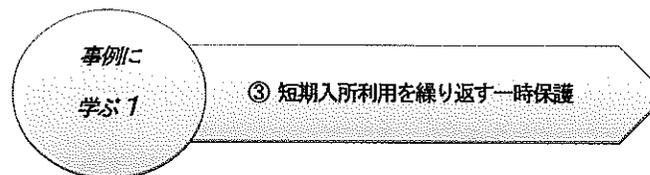
裁判で母が祖父からの虐待はなかったと述べたため、結審後に祖父母宅への引取りが決定されました。子Aは初回の面会では緊張して泣くこともできないほどでしたが、繰り返すうちに面会后に祖父母を求めて泣く様子が見られるなど、子Aにとって祖父母が大きな存在となっていったように見られました。

また、面会で祖父母らも乳児院を知り、職員と関係を築いていきました。母と元夫との関係で祖父母も翻弄され面会が途切れることもありましたが、祖父母宅への短期外泊・長期外泊の段階を経て、引取りとなりました。

### iii. まとめ

一時保護委託時のアセスメントが不十分なままの入所でした。児相で日常の母子の様子や親族との関係などの情報収集が十分にはなされないままでしたので、乳児院内で観察しながら情報の共有や見立てを繰り返し、手探りで関わっていました。一時保護期間中、全職員が子Aを丁寧にアセスメントし対応を考えていた経過やセラピーの実施が、乳児院での子Aの安定につながったと感じています。児相の情報のみに頼るのではなく、乳児院が独自に関係性を見立てる力や発達状況の理解力を養っていくことが大切であると感じています。

また、関係機関との連携の必要性は高く、情報交換だけでなくカンファレンスで課題となったことを一つずつ確認して次のカンファレンスや処遇決定につなげていくことが重要であると感じます。この事例では一時保護期間が長くなりましたが、祖父母と職員が信頼関係を築くことで入所同意を得られました。保護者との信頼関係が子どもの処遇にとって大きな要素となることを再確認した事例でもあります。



#### i. 事例の概要

一時保護委託時の年齢：0歳0か月（初回）

一時保護委託解除時の年齢：0歳3か月（最終回）

一時保護委託の理由：新生児期等の養育が困難

（父母共に知的障害、生活保護世帯）

家族構成：父、母、子C

#### ii. 経過

##### (a) 父母の成育歴・現状および本児の入所経緯

父は知的障害であり、幼少期から要保護児童として児童養護施設および知的障害児施設に入所していました。支援を受けられる親族等もなく、義務教育終了後に就職して自立を目指したものの、長続きせず経済的に困難な状況となり、福祉事務所の支援を受けながら転々とアルバイトをして過ごしていました。

母も知的障害者であり、以前から親族と不仲で支援は受けられない状況で、いわゆる家出状態で転々と友人宅等に居候して過ごし、就業経験もありませんでした。

結婚後も生活は安定せず、生活保護世帯でした。

子Cを出産後も生活の安定が見込めなかったため、新生児期は乳児院に一時保護することが保健上の最善策という観点から、一時保護されることになりました。なお、配慮する事項として、「面会時の育児練習」、「一度の一時保護期間を数週間に設定し、繰り返して一時保護を行う（一時保護解除中は家庭へ帰省のイメージ）」、「生活保護の扶助費等が減額とならない一時保護期間の設定」の三点が関係機関の申し合わせ事項となりました。

##### (b) 入所直後の様子

父は、新生児期の子どもは未熟なので、丁寧かつ慎重に身辺ケアが必要であることは理解していましたが、実際にどのように子どもに関わればよいのかは自信がなく、見ていただけでした。それにもかかわらず、母に対して強い口調で世話することを求めている

ました。母は子どもを可愛がるものの、子どもの保健衛生を保つための生活や、調乳の分量計算等をはじめとする育児に必要な知識や方法については、きめ細かく支援する必要がありました。また、産後の母体の回復も順調ではなかったので無理のない範囲での面会ペースを設定しながら、育児技術を少しずつ習得しました。

#### (c) 初回の一時保護解除時の様子

初回の一時保護解除時、児童福祉司と保健師が新生児の養育環境の適否を判定するために、事前に家庭訪問を行いました。おおむね良好の結果により一度目の一時保護解除となりました。保健上、子どもに過度な負担が掛からないように3泊4日を設定しました。なお、子どもの急病時に備えて平日休日夜間等の医療機関のシミュレーションを行いました。また、非常時は予定を返上して乳児院に戻ってくることを約束しました。

#### (d) 関係機関との連携の様子

関係機関との連携として、児相・保健所・福祉事務所・出生病院および乳児院が、支援の方向性と情報共有と役割分担を行いました。子どもの身辺ケア等については、きめ細やかな支援を段階的に根気よく進めることで一致することができましたが、経済的な支援に対する課題として、父が生活保護の扶助費等への影響に強いこだわりと生活保護担当者への不満が大きく、特に慎重な対応と連携が必要でした。

#### (e) 数か月後の様子

母の産後の回復は順調で、一時保護中の面会も定期的になされました。計画のとおり一時保護は短期間を繰り返し行い、二度目の一時保護解除は5泊6日の設定、三度目の一時保護解除は6泊7日の設定としました。また、この頃になっても調乳量と授乳回数が乱れてしまうときがありましたが、その都度、担当養育者が母に丁寧に説明をし、方法を確認しました。

#### (f) 家庭における養育の様子

家庭における養育の様子と子どもの保健確認をするため、一時保護解除中は児童福祉司と保健師が家庭訪問を行いました。良好とは言えないながら、最低限の育児は行われていると判断されていました。

また、乳児院に再一時保護するときに、身体測定・スキンケアの様子・生活リズムの様子・調乳量と授乳量と授乳回数の様子・検温記録の確認・便尿の状態回数様子等の、子Cの状態も確認しました。若干の心配はありましたが、大きな発達上の課題等は見られませんでした。父母が家庭での出来事をたくさん楽しそうに話されるので、具体的に様子をうかがうことができ、父は育児にはあまり協力的ではない様子が分かりました。

#### (g) 保護の意義と保健の確保

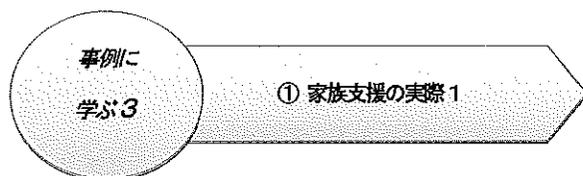
本事例については、父母の養育知識や方法に課題があったため、高いリスクの時期である生後3か月頃までを、乳児院で繰り返し4回の一時保護することにより、子どもの保健上の最善策をとることができました。1か月健診および3～4か月健診で順調な発育が確認されたことは幸いでした。児相や関係機関との協議により、今後も父母に急病等の不慮の事態が生じた場合は乳児院に一時保護を行い、平時は保育所の子育て支援を利用しながら健康に過ごすことを確認しました。

#### iii. まとめ

乳児期の不安の状況と父母の実態を考慮して、乳児院を活用して「面会時の養育支援」「父母の見守り」などを続けて、父母の地域での子どもを置いた家族としての生活の維持を支えた事例として、乳児院の存在意義としてもよい事例と思います。

父母の状況から考えて、子Cのいない生活は考えられず、母子分離による母の不安を考えると生活施設の乳児院の活用は適切であったと考えます。関係機関との密な関係性の維持は、子C家族を支える上でも関係性の薄さなどであれば、繰り返しの利用により、保育士や看護師、家庭支援専門相談員など乳児院の職員との関係も深まることで、より良いものになったとケースから伺えました。乳児院が子どもを預かっている場として、措置入所だけでなく、このケースのように「一時保護委託」を繰り返し、父母を支えて、子育てを支えて関係機関との地域で進めていくことがこれからも望まれると思います。

#### (4) 事例に学ぶ3



##### i. 事例の概要

入所時月齢：子R（1歳11か月）、子S（3か月）

退所時月齢：子R（3歳11か月）、子S（2歳3か月）

入所理由：母の精神科入院

家族状況：

父（療育手帳、生活保護世帯、障害者作業所通所）

母（療育手帳、無職）

子R、子S（きょうだい）

入所までの経緯：夫婦間のトラブルが絶えず、地域の関係機関で見守りを続けていた事例です。父から母への暴力があり、家族を保護する名目で母は精神科へ、子R、子Sは乳児院への一時保護としました。母には「母子を守るため」と伝えて同意入所に切り換える予定でしたが、「お前が入院したせいで家族がバラバラになった（きょうだいとも一緒に生活できなくなった）」と父が母を責める言葉を発するようになりました。そのため、母はこれまで関係を保ってきた行政や保健師に対し、自分入院を勧めることで家族を離そうとしたのではないかと話すようになりました。きょうだいと再び家庭で生活できれば、父も自分を認め受け入れてくれるだろうと考えた母は、きょうだいの乳児院入所への同意を拒否しました。

##### ii. 経過（面会・外出-3〜9回/月 外泊-1泊2日〜最長8泊9日まで）

###### (a) アセスメント～入所時の支援～

きょうだいの発育は標準でしたが、乳児院のアセスメントで子Rは軽度の発達遅滞（主に経験不足によるもの）があるように見られました。また、子Sは頭側が極端に低くなる抱き方でないと泣き止まず、授乳も出来ない状態であったことから、両親の普段の抱き方が非常に不安定であったのだろうと判断しました。

入院中の母は行政への反感は残しつつも、児童福祉司の説得で入所に同意しました。

行政からの情報でDVは日常的なものでなく、母と口論になった際に上手く言い返せない父が最終的に手を上げてしまうことが原因であると分かりました。

母は育児に自信がなく、父は前妻との子どもや子Rを育ててきた経験から自信を持っており、自分たちの養育によって、子どもの心身や発達に良くない影響がでていることには気づいていないようでした。母は他県出身のため、周囲に父以外の知り合いがなく、家庭の中での人間関係でしか生活していませんでした。

家計は両親の障害年金、作業所の給与、児童手当、生活保護。手当関係が支給される偶数月とその狭間の奇数月では生活バランスがよくない状態でした。

###### (b) 見えてきた課題～入所中の支援～

寡黙な母へ、父の口調が乱暴になる場面が多いことに気付きました。両親とも知的障害があると認定されており、移動手段であるバスに乗る際にも、ヘルパーと乳児院職員が同乗してバスへの乗り方や料金の支払い方等を、その都度、説明する必要がありました。

両親ともに、子どもへの思いは強いものの、育児に関する知識や方法に不安定な部分があるため、親支援における当面の目標はあやし方・抱き方・授乳などの指導としました。

外出開始後、しばらくは乳児院職員が付添い、授乳やオムツ交換場所の確保を一緒に覚えました。また、両親が子Rと子Sのどちらかだけの世話を取られて、もう一人から目が離れてしまうことなどへの対応方法を一緒に考えました。

母の社会化を図るべく、行政や児相との連携で母の作業所への通所を勧めました。このことで母の世界観が広がり、父にも自分の思いを伝えることができるようになりました。少しずつですが、母から職員に、子どもや父のことを話してくれるようになりました。

曜日や時間帯によってバスが不便なこともあり、自宅～乳児院間でタクシーを利用する機会が増えました。しかし、週2回ペースだと8往復にもなり、家計にも影響があるため、外出の回数を減らし、その分、次回の交流時にはそれまでの養育の様子を丁寧に伝えるようにしました。

###### (c) 家庭生活の課題と支援方法の検討

外出時のトラブルはなく、親子・夫婦関係とも安定していたものの、面談の中で父がゲームセンターや携帯電話にお金を使い過ぎて、時には収入の半分以上を注ぎ込んでしまっていることが分かりました。また、外出時に家事支援で入ったヘルパーより、父が子Rを叱る際に大声を上げる、物を投げる、椅子を蹴るなど不適切な関わりがあったと

情報提供がありました。

そのため、家庭訪問で自宅の環境をチェックし、指導を行いました。父からの不適切なかかわりをなくすため、乱暴な怒り方ではなく、話をするなどで叱る方法等を伝えました。その後、不適切なかかわりがなくなってきたことを確認したところで、外泊を開始しました。

外泊時には、お昼寝をさせられず、帰院後の子ども達の機嫌が悪いことがありました。そのため、再度乳児院での面会の機会を設け、子R・子Sの生活や時間の流れを一緒に体験し覚えてもらうことにしました。

外泊時に父方祖父が毎回訪れることで、家族4人以外の食費が高むと母の不満が高まり、行政や児相と協議して年末年始の外泊を中止しました。母の立場を考慮して、父へは子R・子Sの体調不良によるものと伝えました。その後、母の負担を減らすために「外泊は家族4人だけで問題なく過ごすことが目標」と父に伝えますが状況は変わらず、母が家を出て（作業所と同法人内の）グループホームでの生活を開始しました。年度末での引き取りも見えてきてただけに、関係機関共々に落胆の色が濃くなりました。

その頃、父の電話代がまた相当高額になっていることが判明しました。また、母はグループホーム入所者と探めて自宅へ帰ってしまいました。そのことで、入所当初から修復の方向に向かっていた保健師や、最近では母の支えとなってきた作業所との関係が最悪となり、関係機関との調整も含めた冷却期間としてしばらく家庭復帰にむけた動きを止め、現状の課題の整理と再調整にむけて進めることとしました。

父と母は着いたり離れたりを繰り返す、共依存の関係であるように見えました。関係機関による検討によって、お互いを切り離して個別の支援だけでは、また課題が出てくるのが想定されたため、2人そろって支援等を受けることを支援の方針に置きました。

数か月間、親に会えないことで不安定になった子Rのことも考え、面会を挟み、外泊を再開しました。

#### (d) 家庭引き取りに向けて～退所前から退所後の支援～

子Sの離乳食開始、離乳食調理や提供温度、介助のレクチャーを行いました。

職員が聞き取り記入していた外出記録を両親に書いてもらうようにしました。両親が自分達を振り返る作業、子どものことを夫婦で話す機会が増えました。

両親の金銭的な負担を考慮し、なるべく両親の休みに合わせて外泊を組み、1泊2日でなく、数日間を家族4人だけで問題なく過ごすことで課題も見えて来たように思います。

半年間ほどはこれまで通りの小さなトラブルはあるものの大きく崩れることはありませんでした。しかし、やはり奇数月には金銭的に苦しい場面がありました。引き取り

直前の長期外泊を前に、これまでも幾度となく重ねてきた関係機関とのケース会議を行いました。父の支援は行政と乳児院、母の支援は保健師と作業所、子どもへの支援は入所前も通っていた保育所と児相、家族全体の支援をヘルパーと障害者総合相談支援センター、新たに社協による金銭管理サービス部門も加えて、それぞれの役割分担を徹底させました。

#### (e) その後～退所後～

児相の定期的な家庭訪問やトラブルになりそうな時は必ず第三者に入ってもらうことを徹底したため、金銭管理をする社協と少し揉めた以外は両親とも安定し、子ども達も元気に保育所に通っています。

決して完璧な両親ではありませんが、その不足している部分をそれぞれの機関が専門性を活かして地域全体で多角的に支える体制を用意できたと考えます。

#### iii. まとめ（考察）

本事例は、乳児院でよくある事例です。両親とも療育手帳を持参し、また生活保護を受給するなど経済的にも苦しく、父（離婚経験あり）から母へのDVがあったとの母の訴えが発端で、きょうだいを乳児院に一時保護されたことが乳児院との関わりのスタートです。

乳児院では子どもをアセスメントするとともに、父母との関係を深めるなかで、育児スキルの相違が見られたため、適切な育児スキル獲得に向けトレーニングを実施するとともに、定期的な面会を繰り返し、また一時帰宅を実施するなど家庭帰宅を目指した支援を行っていたが…

他方家庭では、母の就労問題や父の浪費、またヘルパーからの情報で一時帰宅の際に、父が子どもに対し不適切な関わりをしていることなど、夫婦関係や親子関係の課題が複雑に見えてきました。その後母の就労により生活保護が打ちられ生計が成り立たなくなったことで、母が家を出たり、また仕事を辞めて帰ってきたりと父と母の共存関係が確認されたため、一時冷却期間を取り、子どもの長期帰宅の前に関係機関が集いケース会議を開催し、父への支援、母への支援、子どもの支援、家族全体への支援、さらに金銭管理の支援などをそれぞれ関係機関で役割分担をし、地域の関係機関複数でサポートする方策を取ったことで、「退所後も4人家族の生活が継続・維持された」という事例です。